

さっぽろHACCPロゴマーク取扱要領

(平成28年3月15日保健福祉局医務監決裁)

最近改正:令和4年9月1日

(目的)

第1条 この要領は、札幌市食品衛生管理認証制度実施要綱（平成16年3月10日保健福祉局長決裁。以下「認証制度実施要綱」という。）に基づく認証制度（以下「認証制度」という。）で使用するロゴマークの取扱い等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領で使用する用語の定義は、認証制度実施要綱に定める用語の定義に準ずるものとする。

(制度の呼称)

第3条 認証制度を「さっぽろHACCP」と呼称する。

(ロゴマークの呼称)

第4条 認証制度実施要綱第27条に規定する「認証マーク」を「さっぽろHACCPロゴマーク」と呼称する。

(仕様)

第5条 さっぽろHACCPロゴマークの仕様は、別記のとおりする。

(使用者)

第6条 さっぽろHACCPロゴマークは、札幌市、衛生管理ネットワーク協議会事務局及び登録法人並びに協賛ネットワーク登録法人のほか、次の各号に掲げる者が使用することが出来る。

(1) ベーシック認証マーク

認証制度において「基本段階（ベーシックステージ）」の認証を取得している施設の営業者

(2) プレミアム認証マーク

認証制度において「高度段階（プレミアムステージ）」の認証を取得している施設の営業者

(使用対象)

第7条 さっぽろHACCPロゴマークは、次の各号に掲げるものに使用することができる。

(1) 認証を受けた施設

(2) 認証を受けた食品の包装又は容器

- (3) 認証を受けた施設の従事者の名刺
- (4) 認証を受けた施設で発行する広報物
- (5) 認証を受けた施設のホームページ
- (6) 認証を受けた施設の営業車
- (7) 衛生管理ネットワーク協議会事務局又は登録法人若しくは協賛ネットワーク登録法人の担当者の名刺
- (8) 衛生管理ネットワーク協議会事務局又は登録法人若しくは協賛ネットワーク登録法人についての広報物（ただし、登録法人等である旨が付記されたもの）
- (9) 衛生管理ネットワーク協議会事務局又は登録法人若しくは協賛ネットワーク登録法人のホームページ
- (10) その他保健所長が認めるもの
(使用申請)

第8条 さっぽろHACCPロゴマークを行政目的外で使用しようとする場合、使用者は、札幌市の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、さっぽろHACCPマーク使用許可申請書（様式1。以下「許可申請書」という。）を札幌市に提出するものとする。

3 第2項の規定は、衛生管理ネットワーク協議会事務局及び登録法人並びに協賛ネットワーク登録法人には適用しない。

(使用許可)

第9条 札幌市は、許可申請書の提出があったときは、その内容を審査し、原則として受領日より14日以内に「さっぽろHACCPロゴマーク使用許可書」（様式2）又は「さっぽろHACCPロゴマーク使用不許可通知書」（様式3）により通知するものとする。

(使用期間)

第10条 前条の規定に基づき、さっぽろHACCPロゴマークの使用を許可する期間は、現に受けている認証の有効期間が満了する日までとする。

なお、認証の有効期間が満了する前に、更新に係る手続きを行い、引き続き認証を受けることとなった営業者は、その有効期間が満了する日まで、さっぽろHACCPロゴマークを引き続き使用することができる。

(使用の料金)

第11条 さっぽろHACCPマークの使用料金は、当面の間、無料とする。

(不許可の要件)

第12条 札幌市は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を許可しない。

- (1) さっぽろHACCPの信用または品位を害すると認められる場合
- (2) 消費者の利益を害すると認められる場合
- (3) 特定の政治活動宗教活動に関する認められる場合
- (4) 公序良俗に反すると認められる場合
- (5) 著作権、商標権、肖像権などの第三者の権利を侵害するおそれのある場合
- (6) その他、さっぽろHACCPの運営上支障があると認められる場合
(許可の取消し)

第13条 札幌市は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用許可を取り消すことができる。

- (1) 前条各号のいずれかに該当する場合
- (2) 虚偽の申請があった場合
- (3) 使用承認を受けた者が、さっぽろHACCPロゴマークを、使用許可を受けた目的以外に使用し、又はその権利を他に譲渡した場合
(遵守事項)

第14条 さっぽろHACCPロゴマークを使用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用許可を受けた事項以外に使用しないこと。
- (2) さっぽろHACCPロゴマークの仕様を遵守し、改変等を行わないこと。
- (3) さっぽろHACCPロゴマークの使用許可を受けた権利を他社に譲渡、貸与しないこと。
- (4) さっぽろHACCPロゴマークの電子データ等を適正に管理すること。
(使用に起因する問題)

第15条 さっぽろHACCPロゴマークに起因する問題が生じた場合には、使用者が速やかに対処する責任を負い、札幌市は一切の責任を負わない。
(権利)

第16条 さっぽろHACCPロゴマークに関する権利は、札幌市に帰属する。
(使用の非独占性)

第17条 使用者は、札幌市が許可した用途に限定して、さっぽろHACCPロゴマークを使用することができるが、独占して使用することを認めるものではない。
(その他)

第18条 この要領に定めるもののほか、さっぽろHACCPロゴマークの利用に関し必要な事項は、保健所長が定める。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年9月1日から施行する。

(様式2)

第 号
年 月 日

様

札幌市保健所長

さっぽろHACCPロゴマーク使用許可書

年 月 日付で申請のありましたロゴマーク等の使用につきまして、次のとおり許可します。

使用を許可する マ ー ク	<input type="checkbox"/> ベーシック認証マーク <input type="checkbox"/> プレミアム認証マーク
使用期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (認証の有効期間満了日までとする。)
承認の条件	(1) 使用許可を受けた事項以外に使用しないこと。 (2) さっぽろHACCPロゴマークの仕様を遵守し、改変等を行わないこと。 (3) さっぽろHACCPロゴマークの使用許可を受けた権利を他社に譲渡、貸与しないこと。 (4) さっぽろHACCPロゴマークの電子データ等を適正に管理すること。 ※ さっぽろHACCPロゴマークに起因する問題が生じた場合には、使用者が速やかに対処する責任を負い、札幌市は一切の責任を負いません。 ※ 許可後に不相当と認められる事項があるときは、許可を取り消す場合があります。
備考	

備考：この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

(様式3)

第 号
年 月 日

様

札幌市保健所長

さっぽろHACCPロゴマーク使用不許可通知書

年 月 日付けで申請のありましたロゴマーク等の使用につきまして、下記の理由により許可しないこととしましたので通知します。

記

不許可の理由

さっぽろHACCPロゴマーク 仕様

さっぽろHACCPマークは、以下の2種類とする。
 なお、カラーで使用する場合は指定の配色とし、白黒での使用及びサイズ変更以外の改変をしないこと。また、天地、左右の比率は変えないこと。

<p>1 ベーシック認証 マーク</p>	
<p>2 プレミアム認証 マーク</p>	

C75
M75
Y55

【指定色】	
R	40
G	151
B	128